

令和4年度
小平市公民館利用者懇談会等連絡協議会

総 会 (抜粋)

日 時：令和4年4月9日(土) 午後2時～3時

場 所：小平市中央公民館 2階 講座室2



令和4年度

小平市公民館利用者懇談会等連絡協議会

総 会 次 第

司会 小川西町公民館

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 議長選出
5. 議 事
 - (1) 令和3年度事業報告
 - (2) 令和3年度会計決算報告
 - (3) 令和3年度会計監査報告
 - (4) 令和4年度新運営委員メンバー紹介
 - (5) 令和4年度事業計画(案)
 - (6) 令和4年度会計収支計画(案)
6. 議長解任
7. 新会長挨拶
8. 閉 会

(備 考)

●総会后、令和4年度「第1回運営委員会」を開催いたします。

令和4年度小平市公民館利用者懇談会等連絡協議会
会 長 並 び に 運 営 委 員

公民館	氏 名	役 職	備 考
小 川	牧原 信太郎	会計監査	
	宗像 吉延		
上 宿	千田 寿子		
	鍵谷 勝		
上水南	高橋 美智子	会長	
	浅野 由美子		
	菊池 好美 菊山 和世		
小川西町	谷沢 博	副会長	
	中山 佑子		
仲 町	高橋 雅子	副会長	
	石塚 清治		
津 田	鈴木 一雄	書記	(副) 菅原 信義
	久米 正幸		(副) 高垣 速雄
鈴 木	勝谷 美紀子	書記	
	西井 紘子		
花小金井南	石井 昭子	書記	
	相沢 建夫		
大 沼	今井 忠子	会計	
	山田 愛		
花小金井北	未定		
	未定		
中 央	藤原 靖史	オブザーバー	
	小針 康子		

運営委員未定は、今後の話し合いで決める予定です。

令和4年度事業計画(案)

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 運営委員会の開催
2. 各種勉強会及び研修会に参加
3. こだいらオール公民館まつりの開催
(令和5年3月1日(水)～3月5日(日))
4. たよりの発行
5. 公共施設マネジメント(使用料と施設運営)について
行政側との意見交換
6. 公民館との更なる連携

令和4年度会計予算(案)

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

収入の部

(単位 円)

項目	予算	摘要
前年度繰越金	56,242	令和3年度繰越金
会費	18,000	@2,000×9館
合計	74,242	

支出の部

(単位 円)

項目	予算	摘要
行事費	20,000	まつり運営・準備
会議費	5,000	まつり反省会用茶菓子代
事務費	15,000	用紙代・インク代・コピー代
予備費	34,242	
合計	74,242	

小平市公民館利用者懇談会等連絡協議会会則

(2018年12月14日九館会臨時総会承認)

(名称及び事務所)

第1条 この会は、小平市公民館利用者懇談会等連絡協議会（以下「協議会」という。）といい、事務所を小平市中央公民館におく。

(目的)

第2条 協議会は、小平市公民館全館の利用者懇談会等の相互の交流により、公民館をめぐる諸問題の解決に当たるとともに、利用者の学習効果の向上と、親睦友好、公民館活動充実発展を図るにことを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、小平市公民館全館に設置される利用者懇談会及びこれに準ずる組織（以下「利用者懇談会等」という。）をもって構成する。ただし、利用者懇談会等の組織が設置されていない公民館は、団体での参加を認めることができる。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、公民館との連携、協力により、次の各号に定める事業を行うことができる。ただし、第(3)号に定める小平市公民館まっりは、公民館との共催により開催する。

- (1) 協議会の開催
- (2) 公民館活動への協力
- (3) 小平市公民館まつり（以下「まつり」という。）の開催
- (4) 会報の発行
- (5) 研修会の開催
- (6) 他の研究会及び研究会への参加

(運営委員及び運営委員会)

第5条 協議会に運営委員をおく。

- 1 各利用懇談会等は、2名の運営委員を選出する。
- 2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(まつり実行委員会の設置、運営)

- 第5条の2 第4条第3号に規定するまつりの開催を準備・実行するため、前条に規定する運営委員会にまつり実行委員会をおき、その委員は運営委員全員をもって充てる。
- 2 前項の規定にかかわらず、まつり実行委員会の委員に、まつりに参加する団体の中から若干名の代表を加えることができる。
 - 3 まつり実行委員会に委員長をおくことができる。委員長は、運営委員会の議を経て、委員の中から会長が指名することができる。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名

書記 3名

会計 1名

監査 1名

(役員を選出)

第7条 役員は運営委員の中から選出し、総会の承認を得

- 2 前条の規定にかかわらず、役員の一部又は全部について、予め総会の定める順番にしたがって選出することができる。ただし、利用者懇談会等の組織がない場合はこの限りではない。

(役員及び運営委員の任務)

第8条 役員及び運営委員は、次の任務を遂行する。

- 1 会長は、会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときその任務を代理する。
- 3 書記は、一般事務のほか会議を記録する。
- 4 会計は、会計事務を行う。
- 5 監査は、会計事務を監査する。
- 6 運営委員は、会務を審議し実施する。

(役員及び運営委員の任期)

第9条 役員及び運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

代議員をもって構成する。

- 2 総会に提出する議案は、事前に各利用者懇談会等に提示する。
- 3 総会は、年度初めに速やかに開催し、次の事項を決議する。
 - (1) 事業報告、決算報告及び事業計画、予算の承認
 - (2) 役員承認
 - (3) 会則の改訂
 - (4) その他会の運営に必要な事項
- 4 運営委員会は、必要に応じ開催し、次のことを行う。
 - (1) 役員選出
 - (2) 総会提出議案の審議
 - (3) 事業内容の企画、審議、実施
 - (4) 他団体との交流に関する事項
 - (5) その他会の運営に必要な事項

(決議)

第11条 会議の成立及び議事の決定は、次の各号による。

- 1 会議は、定数の過半数の出席(委任を含む。)をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 2 可否同数のときは、議長が決定する。

(会計年度)

第12条 会計年度は、当年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第13条 会費は、年額2,000円とし、総会時に納入する。ただし、利用者懇談会等の組織がない場合は、これを免除する。

(経費)

第14条 協議会の経費は、会費その他の収入をもってこれに当てる。

(その他)

第15条 この会則に定めのない事項については、運営委員会で審議する。

附則 1 この会則は、昭和61年12月1日から施行する。

- 附則 1 この会則は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 年 5 月 15 日部分改正
 - 3 平成 5 年 5 月 18 日部分改正
 - 4 平成 15 年 5 月 20 日部分改正
 - 5 平成 22 年 4 月 20 日部分改正

- 附則 1 この会則の改訂は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。
- 2 第 13 条の規定の改訂にかかわらず、平成 30 年度における会費の金額は、なお従前の例による。
 - 3 前項の適用を除き、この会則の改訂の施行時点において、改正前の会則に基づいて行われた諸決定は、改訂後の会則に基づいて行われたものとみなす。

以上